

佐賀県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年6月14日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第33号

佐賀県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県証紙条例施行規則（昭和39年佐賀県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則で、「本庁等の各課」、「かい」、「収支等命令者」及び「委任出納員」とは、佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号。以下「財務規則」という。）に定めるところによる。</p> <p>2 略</p> <p>(売りさばき人の指定)</p> <p>第10条 次に掲げる者が売りさばき人の指定を受けようとするときは、証紙売りさばき人指定申請書（別記様式第2号）に証紙売りさばき所の位置図を添えて会計管理者に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2・3 略</p> <p><u>4 売りさばき人の指定を受けた者が証紙を買い受けようとするときは証紙売渡請求書（別記様式第4号）、証紙を返還しようとするときは現金返還請求書（別記様式第5号）にそれぞれよらせるとともに、売りさばき人には佐賀県証紙売りさばき所（別記様式第6号。以下「売りさばき所」という。）を表示させるものとする。</u></p> <p>(売りさばき人の指定内容の変更、廃止等)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則で、「本庁等の各課」、「かい」、「収支等命令者」、<u>「委任出納員」及び「指定金融機関等」とは、</u>佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号。以下「財務規則」という。）に定めるところによる。</p> <p>2 略</p> <p>(売りさばき人の指定)</p> <p>第10条 次に掲げる者が売りさばき人の指定を受けようとするときは、証紙売りさばき人指定申請書（別記様式第2号）に証紙売りさばき所 <u>（以下「売りさばき所」という。）の位置図を添えて、これを</u>会計管理者に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2・3 略</p> <p><u>4 売りさばき人は、証紙売りさばき業務を開始しようとするときは、売りさばき所に標札（別記様式第4号）を掲示しなければならない。</u></p> <p>(売りさばき人の指定内容の変更、廃止等)</p>

改正前	改正後
<p>第10条の2 売りさばき人は、その住所（法人その他団体にあつては、その主たる事務所の所在地）、氏名（法人その他団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）又は売りさばき所の位置に変更を生じたときは、直ちに、証紙売りさばき人指定内容変更届（<u>別記様式第6号の2</u>）に売りさばき人指定書を添えて、これを会計管理者に提出しなければならない。</p> <p>2 売りさばき人は、証紙売りさばき業務を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の30日前までに、証紙売りさばき業務廃止届（<u>別記様式第6号の3</u>）に売りさばき人指定書を添えて、これを会計管理者に提出しなければならない。</p> <p>3 売りさばき人が死亡し、又は解散したときは、その相続人又は清算人は、直ちに、証紙売りさばき人死亡（解散）届（<u>別記様式第6号の4</u>）に売りさばき人指定書を添えて、これを会計管理者に提出しなければならない。</p> <p>（証紙の出納、保管及び処分等）</p> <p>第13条 略</p>	<p>第10条の2 売りさばき人は、その住所（法人その他団体にあつては、その主たる事務所の所在地）、氏名（法人その他団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）又は売りさばき所の位置に変更を生じたときは、直ちに、証紙売りさばき人指定内容変更届（<u>別記様式第5号</u>）に売りさばき人指定書を添えて、これを会計管理者に提出しなければならない。</p> <p>2 売りさばき人は、証紙売りさばき業務を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の30日前までに、証紙売りさばき業務廃止届（<u>別記様式第6号</u>）に売りさばき人指定書を添えて、これを会計管理者に提出しなければならない。</p> <p>3 売りさばき人が死亡し、又は解散したときは、その相続人又は清算人は、直ちに、証紙売りさばき人死亡（解散）届（<u>別記様式第7号</u>）に売りさばき人指定書を添えて、これを会計管理者に提出しなければならない。</p> <p>（証紙の出納、保管及び処分等）</p> <p>第13条 略</p> <p>（証紙の買受け）</p> <p>第13条の2 売りさばき人は、証紙を買い受けようとするときは、<u>証紙売渡請求書（別記様式第8号）に当該証紙の券面金額から次条に規定する売りさばき手数料に相当する金額を差し引いた額（以下「売渡証紙代金」という。）に相当する現金を添えて、これを会計管理者又は指定出納員に提出しなければならない。</u></p> <p>2 会計管理者又は指定出納員は、前項に規定する請求があつたときは、証紙を引き渡さなければならない。</p> <p>3 会計管理者又は指定出納員は、<u>売りさばき人から売渡証紙代金の事前納付の申出があつたときは、一般調定を行うものとする。</u></p> <p>4 前項の場合において、売りさばき人は、納入通知書等により指</p>

改正前	改正後
<p>(証紙の返還)</p> <p>第15条</p> <p>会計管理者又は指定出納員は、<u>証紙条例第6条の規定により証紙を返還し現金の還付の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときはこれを受領するとともに、売りさばき人以外の者にあつては当該証紙の定価に相当する現金を、売りさばき人にあつては当該証紙の定価に相当する金額から還付の請求があったときの直前に販売した日から順次遡って販売した日の証紙が返還されたものとみなして計算した当該証紙の定価に対する売りさばき手数料に相当する金額を差し引いた額に相当する現金を交付しなければならない。ただし、指定出納員は、現金の交付を行なわないものとする。</u></p> <p><u>2</u> 会計管理者又は指定出納員は、<u>証紙条例第6条の規定により証紙の交換の請求があったときは、その内容を審査し、適当である</u></p>	<p><u>定金融機関等で売渡証紙代金を納入し、納入通知書兼領収証書を会計管理者又は指定出納員に提示することにより証紙を受領することができる。</u></p> <p>(証紙の返還)</p> <p>第15条 <u>証紙を返還して現金の還付を受け、又は他の証紙とこれを交換しようとするときは、会計管理者又は指定出納員に請求しなければならない。</u></p> <p><u>2</u> <u>前項の場合において、売りさばき人は、証紙条例第6条第2号及び第4号に該当し、証紙を返還して現金の還付を受けようとするときは、現金還付請求書（別記様式第9号）により請求するものとする。</u></p> <p><u>3</u> 会計管理者又は指定出納員は、<u>第1項の規定により現金の還付の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは当該証紙を受領するとともに、売りさばき人以外の者にあつては当該証紙の定価に相当する現金を、売りさばき人にあつては当該証紙の定価に相当する金額から還付の請求があったときの直前に販売した日から順次遡って販売した日の証紙が返還されたものとみなして計算した当該証紙の定価に対する売りさばき手数料に相当する金額を差し引いた額に相当する現金を還付しなければならない。ただし、指定出納員は、現金の還付に関する事務は行わないものとし、当該請求に係る請求書を直ちに会計管理者に送付しなければならない。</u></p> <p><u>4</u> 会計管理者は、<u>請求者から前項の請求があったときは、その者の預金又は貯金への振込みの方法により現金を還付することができる。</u></p> <p><u>5</u> 会計管理者又は指定出納員は、<u>第1項の規定により証紙の交換の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認め</u></p>

改正前	改正後
<p>と認めたときは、当該証紙の定価に相当する他の証紙を交換しなければならない。</p> <p>3 指定出納員は、<u>第1項及び前項の規定により証紙の受領を行なった場合は</u>、当該証紙を直ちに会計管理者に送付しなければならない。</p> <p>4 会計管理者は、<u>第1項及び第2項の規定により証紙の受領を行なった場合並びに前項の規定により証紙の送付があった場合</u>においては、使用できるものを除き、これを処分しなければならない。</p> <p>様式第3号（第10条関係）</p> <p style="text-align: center;">佐賀県証紙売りさばき人指定書</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様 佐賀県会計管理者 印</p> <p>あなたを佐賀県証紙売りさばき人として指定します。ついては、下記事項について御注意ください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 証紙の買受けについては、<u>県が定める証紙売渡請求書に現金を添えて、これを会計管理者又は指定出納員に提出してください。その際県が定める売りさばき手数料を支払います。</u></p> <p>2～9 略</p> <p>10 証紙は、原則として買戻しはいたしません。佐賀県証紙条例第6条の規定により買戻しを受けようとするときは、<u>県が定める現金返還請求書を会計管理者に提出してください。</u>買戻しの価格は、証紙の券面金額から売りさばき手数料を差し引いた</p>	<p>ときは、<u>当該証紙を受領し、その定価に相当する他の証紙を交換</u>しなければならない。</p> <p>6 指定出納員は、<u>第3項及び前項の規定により証紙を受領した場合は</u>、当該証紙を直ちに会計管理者に送付しなければならない。</p> <p>7 会計管理者は、<u>第3項及び第5項の規定により証紙を受領した場合並びに前項の規定により証紙の送付があった場合</u>においては、使用できるものを除き、これを処分しなければならない。</p> <p>様式第3号（第10条関係）</p> <p style="text-align: center;">佐賀県証紙売りさばき人指定書</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様 佐賀県会計管理者 印</p> <p>あなたを佐賀県証紙売りさばき人として指定します。ついては、下記事項について御注意ください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 証紙の買受けについては、<u>県が定める証紙売渡請求書を会計管理者又は指定出納員に提出してください。売渡証紙代金は、証紙の券面金額から売りさばき手数料を差し引いた価格になります。</u></p> <p>2～9 略</p> <p>10 証紙は、原則として買戻しはいたしません。佐賀県証紙条例第6条第2号及び第4号に該当するものとして買戻しを受けようとするときは、<u>県が定める現金還付請求書を会計管理者に提出してください。</u>買戻しの価格は、証紙の券面金額から売り</p>

改正前	改正後
価格になります。	さばき手数料を差し引いた価格になります。

様式第4号及び様式第5号を削り、様式第6号を様式第4号とし、様式第6号の2を様式第5号とし、様式第6号の3を様式第6号とし、様式第6号の4を様式第7号とし、同様式の次に次の2様式を加える。

様式第 8 号（第13条の 2 関係）

証紙売渡請求書

種類	枚数	券面金額	備考
円券	枚	円	
円券	枚	円	
円券	枚	円	
計	枚	(ア) 円	
売りさばき手数料相当額 = (ア) × % = 円……………(イ)			
売渡証紙代金 = (ア) - (イ) = 円			

上記証紙の売渡しを請求します。

年 月 日

売りさばき人 住所（法人その他団体にあつては、
その主たる事務所の所在地）

（ふりがな）

氏名（法人その他団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名）

㊤

佐賀県会計管理者（指定出納員）様

上記証紙を受領しました。

年 月 日

売りさばき人 住所（法人その他団体にあつては、
その主たる事務所の所在地）

（ふりがな）

氏名（法人その他団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名）

㊤

佐賀県会計管理者（指定出納員）様

様式第9号（第15条関係）

現金還付請求書

¥ _____

ただし、これは _____ により証紙の売りさばきをやめ、証紙の残数を返納した
ものに対する相当額として

内訳

種類	枚数	券面金額
円券	枚	円
円券	枚	円
円券	枚	円
計	枚	(ア) 円
売りさばき手数料相当額 = (ア) × % 円………(イ)		
還付金額 = (ア) - (イ) = 円		

上記証紙を _____ 年 _____ 月 _____ 日受領したことを証明する。

かい名

指定出納員

㊟

上記のとおり請求します。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

売りさばき人 住所（法人その他団体にあつては、
その主たる事務所の所在地）

（ふりがな）

氏名（法人その他団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名）

㊟

佐賀県会計管理者 様

附 則

この規則は、公布の日から施行する。